

河内長野市生活安全推進協議会

概 要



河内長野市

危機管理課

(令和7年4月)

§ 1 概 要

- 1 名 称 河内長野市生活安全推進協議会
- 2 根拠規定 河内長野市生活安全条例第6条
- 3 目 的
 - ・市民の生活安全の推進に必要な施策を実施するに当たり、幅広く生活安全に関する諸問題や対策等についての意見を聴き協議を行い、効果的な施策の推進にあたる。
 - ・他の機関・団体が行っている安全に関する施策との整合性を保ち、効率的な施策を行う。
- 4 運営方法
 - (1) 協議会の会議を開催する場合は、事前に事務局より協議会の各委員に対して、協議する事項、意見を求める事項等のテーマを具体的に示して開催する。
(注) 会議の事務局は、危機管理課が担当する。
 - (2) 協議する事項、意見を求める事項とは
 - ・生活安全意識の高揚及び啓発に関すること
 - ・自主的な地域安全活動の推進に関すること
 - ・生活安全のための環境の整備及び改善に関すること
 - ・関係行政機関及び関係団体との連携及び情報交換に関すること
 - ・前各号に掲げるもののほか、生活安全上必要と認める事項に関すること

(注) 協議会は、市民の生活安全の推進に関する諸問題や対策についての意見を聴き、会議を構成する各行政機関・団体が、緊密な連携を図りながら相互に協力し、安全に関する諸問題について、具体的にどのような施策（活動）を推進していくかについて協議する場とする。
 - (3) 協議会は、協議した結果について安全に掛かる施策の実施を推進するものとする。
 - (4) 協議会は、年1回定例会議を開催し、その他必要に応じて臨時会議を開催することとする。

(注)「必要に応じて」開催する臨時会とは、例えば、

- 凶悪事件
- 社会的に影響の大きな事件
- 女性や子供などの弱者を狙った事件

等の発生に伴い、緊急に安全対策を実施する必要が認められる場合に、会議を開催し、被害防止対策、取り締まり対策等の安全対策について協議する。

5 構成 (1) 生活安全の推進のために活動する団体を代表する者

- 河内長野防犯協議会
- 河内長野事業場防犯協会
- 河内長野市防火協会
- 河内長野市消防団
- 河内長野市自主防災協議会
- 河内長野市青少年健全育成協議会
- 富田林人権擁護委員協議会河内長野地区委員会
- 河内長野市人権協会
- 河内長野交通安全自動車協会
- 河内長野・大阪狭山地区保護司会河内長野支部
- 河内長野市青少年指導員連絡協議会
- 河内長野市社会福祉協議会
- 河内長野市民生委員児童委員協議会
- かわちながの消費者協会
- 河内長野少年補導員連絡会

(2) 生活安全関係行政機関の職員

- 河内長野警察署長
- 河内長野消防署長

(3) 河内長野市

- 市長
- 教育長
- 安心統括監

§ 2 協議事項について

最近、全国的に犯罪や事故などが市民の身近なところで多発し、東日本大震災を始め、大きな自然災害が頻繁に発生するなど、生活安全に対する不安感が増大している。中でも犯罪においては、子どもや高齢者、女性を対象としたひったくり、ストーカー、痴漢、いたずらなど、卑劣な犯罪が増加するとともに、従来見られなかった少年による凶悪犯罪や薬物乱用事件が発生するほか、空き巣、オートバイ・自転車盗なども多発している。

こうした状況を踏まえ、市、市民、事業者、関係機関、関係団体が一丸となって、市民の不安感を払拭し、市民が犯罪や災害、非行、事故等のない安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、市民の安全に関する事項について協議を行う。

◎ 生活安全意識の高揚及び啓発に関すること。

- (例)・広報・啓発として、市広報紙やインターネットのホームページ上など、あらゆる広報媒体を活用し、犯罪・災害・事故等の発生状況、防止対策など地域安全情報の提供と情報の共有化
- ・安全・安心まちづくり市民大会の開催
 - ・ひったくり、痴漢等の犯罪多発地域への啓発看板の設置など

◎ 自主的な地域安全活動の推進に関すること。

- (例)・犯罪多発地域の安全パトロールの実施
- ・子どもの見守りや非行防止のためのパトロールの実施
 - ・各家庭の門灯の一斉点灯の実施など

◎ 生活安全のための環境の整備及び改善に関すること。

- (例)・防犯灯、街路灯の維持、管理、増設
- ・地域における危険箇所の点検
 - ・犯罪、事故等の防止に配慮した死角のない道路、公園、建物等の施設整備と維持管理など

◎ 関係機関及び関係団体との連携並びに情報交換に関すること。

- (例)・各種団体と合同で実施する安全パトロールやキャンペーン運動など

◎ その他生活安全上必要と認める事項に関すること。

- (例)・ひったくり防止カバー、防犯ブザーなど犯罪防止グッズの普及促進
- ・悪質商法の防止策
 - ・各種相談の実施など

○河内長野市生活安全条例

平成 13 年 12 月 27 日

条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の生活の安全を確保するため、市、市民、事業者等の責務を明確にすることにより、市民の安全意識の高揚及び自主的な地域安全活動の推進を図り、市民が犯罪、災害、非行、事故等のない安全で安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民 市内に住所を有する者及び市内に滞在する者

(2)事業者等 市内において商業、工業、農業、林業その他の事業を営むもの及び市内に所在する土地、建物等の所有者又は管理者

(3)地域安全活動 安全で住みよい地域社会を実現するため、市民の生活に危険を及ぼす犯罪、災害、非行、事故等の被害を未然に防止する活動

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り広報、啓発、環境整備等の生活安全対策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、自らの生活の安全確保及び自主的な地域安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する生活安全対策に協力するものとする。

(事業者等の責務)

第 5 条 事業者等は、自らの事業活動に関し地域安全活動の推進のため必要な措置を講じ、又はその所有若しくは管理に係る土地、建物等を常に適切に管理し、市が実施する生活安全対策に協力するものとする。

(河内長野市生活安全推進協議会)

第 6 条 市が実施する生活安全対策をより効果的に推進するために、河内長野市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

○河内長野市生活安全推進協議会規則

平成 13 年 12 月 27 日

規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、河内長野市生活安全条例(平成 13 年河内長野市条例第 29 号)第 6 条の規定に基づき、河内長野市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、生活安全対策に関する事項で次に掲げる生活安全対策に関する事項を検討し、審議する。

- (1) 生活安全意識の高揚及び啓発に関すること。
- (2) 自主的な地域安全活動の推進に関すること。
- (3) 生活安全のための環境の整備及び改善に関すること。
- (4) 関係行政機関及び関係団体との連携及び情報交換に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活安全上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は 20 人以内とし、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 市長
 - (2) 生活安全の推進のために活動する団体を代表する者
 - (3) 生活安全の推進に関し識見を有する者
 - (4) 生活安全関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項第 2 号から第 5 号に掲げる者を委員に委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員等の出席等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、別に定める部署において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 9 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 18 日規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年 9 月 30 日規則第 43 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。